

行政経営会議 事案書

開催日：令和7年10月23日（木）

担当課：健幸・スポーツ部 医療健康課

件 名：大和市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

提出理由：大和市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するにあたり、素案の内容について了承を得るため

内 容：

1. 新型インフルエンザ等対策・市町村行動計画とは
・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に規定されている市町村行動計画である。
- ・市町村行動計画は、国が作成する政府行動計画に基づき県が作成した県行動計画を踏まえ作成することとされている。
- ・本市では、平成25年の特措法の施行を受け、平成26年に法定計画として大和市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

2. 計画改定の背景等

- ・国は、令和6年7月に、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を反映する政府行動計画の全面改定を行った。
- ・これを受け、県は令和7年3月に県行動計画を全面改定した。
- ・市町村行動計画については、「市町村行動計画作成の手引き」に基づき、令和8年7月までに市町村行動計画を全面改定するよう国が求めている。

3. 計画の概要

（1）計画の位置づけ

- ・特措法第8条の規定による市町村行動計画
- ・大和市危機管理基本方針の規定による個別計画

（2）計画期間

- ・期間の定めはなく、県の行動計画が見直された場合に、市行動計画の見直しを検討する。

（3）改定の内容

- ・国・県行動計画の構成が、各対策項目の内容をより明確にし、柔軟かつ機動的に対応できるよう変更されたことから、市行動計画も国、県の構成に合わせ変更するもの。

・具体的には、これまでの構成について6つの発生段階を軸に対策項目を定めていたものを、対策項目を軸に3つの時期区分を定める形式の変更を中心とする全面改定を行う。

（4）構成

はじめに

- ①行動計画改定の目的
- ②計画改定に至るこれまでの経緯
- ③計画の位置付け
- ④計画の見直し

第1部

総論「新型インフルエンザ等対策の基本方針」

- ①新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- ②新型インフルエンザ等対策の基本項目
- ③新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- ④対策推進のための役割分担

第2部

各論「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

- ①実施体制
- ②情報提供・共有リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

※上記①～⑦の対策項目ごとに、準備期・初動期・対応期の各時期区分に行うべき取組を定める。

経 過

H26. 9 市行動計画（法定）策定
R 6. 7 政府行動計画 全面改定
R 7. 3 県行動計画 全面改定

今後の予定

R7. 11 県、専門家、他自治体への意見聴取
R8. 1 意見公募手続
R8. 3 計画策定・県及び市議会へ策定の報告